

株式会社シーテック「(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業 環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和3年3月2日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称) ウインドパーク布引北風力発電事業 環境影響評価準備書」について、株式会社シーテックに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、三重県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 三重県津市及び伊賀市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 最大64,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成29年 6月29日
環境大臣意見受理	平成29年 9月 8日
経済産業大臣意見発出	平成29年 9月21日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成29年10月16日
住民意見の概要等受理	平成29年12月13日
三重県知事意見受理	平成30年 3月13日
経済産業大臣勧告発出	平成30年 4月11日

<環境影響評価準備書>

環境影響評価準備書受理	令和 2年 6月11日
住民意見の概要等受理	令和 2年 8月21日
三重県知事意見受理	令和 2年12月18日
環境大臣意見受理	令和 3年 1月29日
経済産業大臣勧告発出	令和 3年 3月 2日

問合せ先: 電力安全課 沼田、須之内、江藤
電話: 03-3501-1742(直通)

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(3) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設、残土処理を目的とした盛土場の設置等により大規模な土地の改変が行われ、現状計画では土工量が著しく多いものとなっており、対象事業実施区域は大部分が森林法（昭和26年法律第249号）に基づく水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等に指定されていること、希少猛禽類であるクマタカの複数ペアによる高利用域となっていること等から、これらの土地の改変及びそれに伴う森林の伐採、土砂の崩落及び流出による水環境及び動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、風車敷、道路及び盛土場について、設置場所、設計及び工法に関して更なる検討を行い、切土量及び盛土量を可能な限り少量化するとともに土地の改変を最小限に抑えること。また、改変区域の大幅な変更がある場合には、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずることにより、水環境及び動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

(4) 累積的な影響について

本事業の対象事業実施区域周辺では、既に多くの風力発電施設が稼働中であり、また他事業者による風力発電事業の環境影響評価手続中であることから、

これらの事業者と情報交換に努め、累積的な影響を可能な限り低減できるように適切な予測及び評価を行うこと。

また、計画内容や環境保全措置の効果を他事業者に対して積極的に情報発信するなど、他事業者とも共同して地域全体への影響を低減できるよう配慮すること。

2. 各論

(1) 水環境及び水生動物に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、河川、沢筋等が存在しており、「環境省レッドリスト 2020」（令和2年3月環境省）で絶滅危惧Ⅱ類として分類されているオオサンショウウオ等の重要な水生動物も確認されていることから、工事の実施に伴う直接改変と濁水による水環境及び水生動物に対する影響が懸念されるため、1.(3)に記載した工事計画の見直しを行うとともに、専門家等からの助言を踏まえ、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えるための沈砂池の設置等の適切な環境保全措置を実施することにより、水環境及び水生動物に対する影響を回避又は極力低減すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているクマタカの生息が複数確認されているほか、同区域の周辺では複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されている。また、同区域及びその周辺は、サシバ、ノスリ等の渡り経路となっていると考えられる。

このため、本事業の実施によるこれら鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 対象事業実施区域の周辺ではクマタカの複数ペアによる営巣及び繁殖が確認されており、営巣及び繁殖への重大な影響が懸念される。このため、評価書の作成までに、専門家等からの助言を踏まえ、風力発電設備が営巣中心域に含まれないよう配置を再検討すること。

イ 対象事業実施区域の大部分はクマタカの複数ペアによる高利用域となっていることから、評価書の作成までに、ペアごとに行動圏の内部構造について高利用域及びその周辺の好適採食地の解析等を実施し、専門家等からの助言を踏まえ、好適採食地の改変及び営巣地と好適採食地の間の主要な飛行ルート上の風力発電設備の設置を回避する等の環境保全措置を適切に実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺において、クマタカの飛翔が高い頻度で確認されているが、飛翔状況を踏まえた配置の検討が十分に実施されていない。

風力発電設備への衝突事故や移動の阻害等の影響を回避又は極力低減する観点から、評価書の作成までに、専門家等からの助言を踏まえ、風力発電設備の配置を再検討すること。

エ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、営巣期は高利用域における風車敷、道路等の建設や大規模な森林伐採等の工事を回避すること。

オ 鳥類の風力発電設備への衝突や移動の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、クマタカの繁殖及び行動状況並びに渡り鳥の移動経路に係る事後調査を適切に実施するとともに、衝突や移動の阻害等の希少猛禽類等の重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

カ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(3) 廃棄物等について

本事業は風力発電設備の設置、工事用・管理用道路の新設等に伴う多量の残土及びコンクリート塊等の廃棄物が発生する計画となっている。このため、1.(3)に記載した工事計画の見直しを行うとともに、風力発電設備の設置に関する工法の工夫等により、残土及びコンクリート塊の発生量を極力抑制すること。また、やむを得ず発生する残土及びコンクリート塊については、可能な限り再生資源として利用を図ること。

(4) 動物、生態系

準備書では複数の種をまとめて影響を予測しており、特に、国指定天然記念物であるヤマネについては生息の可能性が確認され、また種の保存法に基づく国内希少種であるヤイロチョウ等の重要種に対する影響については、個別に予測及び評価するとともに、事後調査により十分な環境保全措置を適切に講ずること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。